

重 点 事 项

1 ひきこもり対策推進事業の実施について

(1) 事業の趣旨及び概要（新規補助事業）

ひきこもりが社会問題化する中で、厚生労働省では、これまでの精神保健福祉、児童福祉、ニート対策の各分野における、ひきこもりを含む相談等の取組に加え、平成21年度から、新たに「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という。）を整備し、地域におけるひきこもり対策の中核機関の設置による総合的な支援体制を確保する取組みを推進するため、「ひきこもり対策推進事業」を創設することとしている。

本センターの実施主体については、都道府県・指定都市（社会福祉法人やNPO法人等に運営委託可）とし、都道府県・指定都市に各2か所（児童期・成人期）設置することを予定している。

また、本センターの行う事業については、「ひきこもり支援コーディネーター」を2名配置し、ひきこもり及び家族等からの相談に応じ適切な関係機関へつなぐなど、ひきこもりに特化した地域の第1次相談窓口としての機能を持つとともに、地域の関係機関からなる連絡協議会の設置による連携の強化、ひきこもりに関する普及啓発等の情報発信を行うこととしている。

「ひきこもり対策推進事業」の具体的な内容については、以下の「事業実施要領(案)」を予定しているので、都道府県・指定都市におかれては、これを参考に、事業の積極的かつ、早期の実施について検討をお願いしたい。

ひきこもり対策推進事業実施要領（案）

1 目的

本事業は、ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもり本人や家族等を支援することにより、ひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

ア 設置か所数

センターは、都道府県及び指定都市に原則各2か所設置し、児童期・成人期に応じた適切な相談等の支援が行える体制を整備する。

なお、か所数は、児童期1か所、成人期1か所の計2か所を基本とするが、地域の実情に応じて、1のセンターで児童期・成人期を兼ねることは差し支え

ない。

イ 名称

センターの名称は、「ひきこもり地域支援センター」とするなど、ひきこもり対策の中核機関であることがわかるものとする。また、児童期、成人期の区分がわかるようにすることが望ましい。

(2) センターの事業内容

ア ひきこもり本人又は家族等（以下「対象者」という）からの相談

対象者からの電話、来所又は必要に応じて訪問等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、対象者の相談内容等に応じて、医療・保健・福祉・教育・労働等の適切な関係機関へつなぐ。

なお、必要に応じて当該機関と情報交換を行うなど、対象者の支援の状況把握に努めるとともに、適切な支援方法について検討を行うものとする。

イ 連絡協議会の設置

対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携が確保できるよう努める。

なお、関係機関からなる既存の連絡協議会等を活用することは差し支えない。

ウ 情報発信

リーフレットの作成等により、ひきこもりに関する普及啓発を図るとともに、センター利用及び地域の関係機関・関係事業に係る広報・周知を行うなど、ひきこもり対策に係る情報発信に努める。

(3) 実施体制

ア ひきこもり支援コーディネーターの配置

センター1か所当たり、原則、ひきこもり支援コーディネーターを2名配置するものとし、このうち専門職を1名以上配置するものとする。専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者又はこれらと同等に相談等業務を行うことのできる者とする。

イ センターの開所日

原則、週5日以上、1日8時間、週40時間を目安として開所することとし、相談等ができる体制をとる。

4 対象者

(1) 児童期の「センター」の対象者

原則、ひきこもり本人が18歳未満の対象者とする。

(2) 成人期の「センター」の対象者

原則、ひきこもり本人が18歳以上の対象者とする。

(参考)「ひきこもり」とは

○「ひきこもり」は単一の疾患や障害の概念ではなく、生物学的要因、心理的要因、社会的要因などが背景になる状態。

○自宅に引きこもって社会参加しない、長期間にわたって生活上の選択肢が狭められた精神的健康の問題。

※ 出典：「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン（厚生労

5 実施上の留意事項

(1) 秘密の保持（利用者の個人情報の取扱）

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。特に利用者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の了承を得ておくものとする。

また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者と十分相談の上、情報を取り扱うこと。

(2) センター間の連携

児童期のセンター及び成人期のセンターの間の連携についても、利用者の継続的な事業利用が円滑に行われるよう特に留意すること。

(2) 補助金の交付方針等について

ア 本事業は、平成21年度からの新規補助事業であり、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」のメニュー事業の一つとして実施する予定であり、交付要綱、実施要綱等は別途通知することとしている。

イ 事業の採択方針について

「ひきこもり対策推進事業実施要領」の事業内容を満たす事業について採択する。

ウ 補助対象経費について（予定）

都道府県・指定都市が実施するひきこもり対策推進事業に必要な次に掲げる経費を対象とする。

○ 賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

エ 補助率

1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市1/2）

オ 補助基準額

センター1か所あたり 総事業費700万円以内（補助額350万円以内）を基本とする。

※ 事業開始時期を平成21年4月とした12か月分の基準額である。

(3) その他

ア 職員研修

センターに配置されるコーディネーター等の職員に対する研修については、「心の健康づくり対策」研修会（実施主体：社団法人 日本精神科病院協会）の研修事業の活用を検討しているところであり、別途お知らせすることとしている。

イ 参考資料

各都道府県・指定都市のひきこもり対策の窓口一覧及び先行事例について、参考資料を参照されたい。

ひきこもり地域支援センター(新規事業)

[社会・援護局総務課]

【現状・課題】

「社会的ひきこもり」に関する相談・援助状況実態調査 等より

- ・ひきこもりに特化した相談窓口がないため、ひきこもり本人又は家族が相談に十分に結びついていないのではないか。
- ・ひきこもりの支援は長期間に及ぶことから、各段階に応じた対応が必要となるが、各関係機関のネットワークが十分でないのではないか。
- ・ひきこもり各関係機関における専門職員の知識や支援技術が十分でないのではないか。
- ・ひきこもり本人又は家族に必要な情報が届いていないのではないか。

といった問題が提起されている。

※ ひきこもりの状態にある者の推計 約32万世帯(「こころの健康科学研究事業」の地域疫学調査による推計)

【事業概要】

児童期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援



都道府県・指定都市に自立支援対策を推進するための核となる「ひきこもり地域支援センター」を設置し、①第一次相談機能としての役割を担う。②各関係機関のネットワークの連携強化を図る。③地域のひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する。

ひきこもり地域支援センターには、「ひきこもり支援コーディネーター(社会福祉士、精神保健福祉士等)」を配置し、以下の事業を実施。

①第1次相談窓口としての機能

ひきこもり本人、家族等からの電話・来所・訪問等による相談に応じるとともに、対象者の状態に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげる。

②他の関係機関との連携

対象者の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携を図る。

③情報発信

リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。

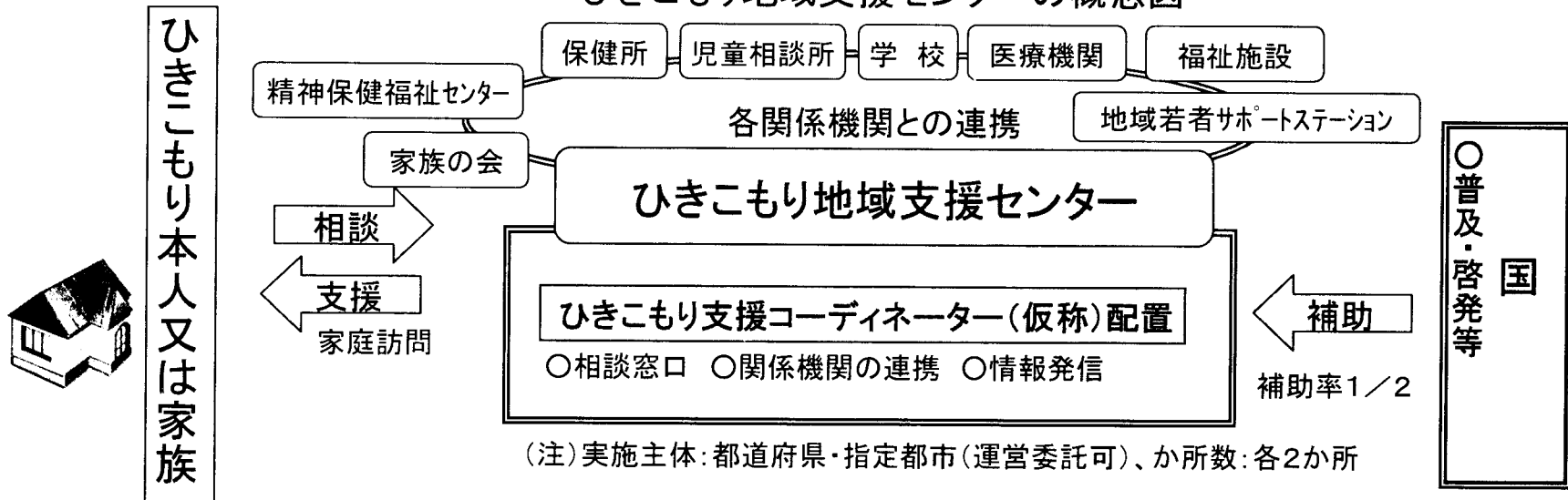
「ひきこもり地域支援センター」の平成21年度予算案の概要(新規)

- 予算案:セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数
- 実施主体:都道府県・指定都市(社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可)
- か所数:都道府県・指定都市に各2か所(合計130か所)
- 補助率:1/2(国1/2、都道府県・指定都市1/2)
- 1か所当たり事業費:700万円(補助額350万円)

(内訳)

- ①ひきこもり支援コーディネーター設置経費
 - ・謝金(2名(専門職員(社会福祉士・精神保健福祉士等)、一般職員))・巡回指導旅費
- ②関係機関連絡協議会経費
 - ・委員謝金、委員等旅費、印刷製本費、会議費、会場借料
- ③普及・啓発経費
 - ・企画検討委員会(委員謝金、委員等旅費、印刷製本費、会議費、会場借料)
 - ・リーフレット作成費

ひきこもり地域支援センターの概念図



厚生労働省におけるひきこもりに関する既存施策(平成21年度予算案)

施策の概要・平成21年度予算案など

担当部局・課室

- ・精神保健福祉センター・保健所関連(精神保健福祉センター特定相談等事業費 94百万円の内数等)
精神保健に関する相談窓口における「ひきこもり」の相談。
- ・思春期精神保健対策研修会関連(PTSD・思春期精神保健対策事業費 26百万円の内数)
「ひきこもり」を含む思春期精神保健の専門家の養成。
- ・厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業(1,616百万円の内数)
「思春期のひきこもりをもたらす精神疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」(平成19年度～21年度)
→思春期ひきこもりに対する評価・治療・援助の実践的指針の策定

社会・援護局
障害保健福祉部
精神・障害
保健課

- ・ふれあい心の友訪問援助事業(児童虐待・DV対策等総合支援事業25億円の一部)
児童相談所の指導の下、ボランティア(学生等)が家庭等を訪問。
- ・ひきこもり等児童宿泊等指導事業(児童虐待・DV対策等総合支援事業25億円の一部)
児童福祉施設等における集団的な生活指導・心理療法等の実施。
- ・ひきこもり等保護者交流事業(児童虐待・DV対策等総合支援事業25億円の一部)
コーディネーター(ひきこもりの子どもをもっていた親等)の支援の下、保護者を対象に講習会・グループワーク等を実施。

雇用均等・
児童家庭局
家庭福祉課

- ・「若者自立塾」事業の実施(5.1億円)
ニート等の若者を対象に、集団生活の中での生活訓練・労働体験等を通じ、職業人・社会人としての能力の獲得や勤労観の醸成を支援。
- ・地域若者サポートステーション事業(17.4億円)
ニート等の若者を対象に、地方自治体との協働により「地域若者サポートステーション」を設置し、専門的な相談等を実施。

職業能力開発局
育成支援課
キャリア形成
支援室

2 地域生活定着支援事業の実施について

(1) 事業の趣旨及び概要（新規補助事業）

刑務所出所者等の社会復帰を支援するため、平成21年度から、都道府県に「地域生活定着支援センター」を整備し、司法と福祉の連携により、刑務所出所者等に対し、福祉的支援を行う「地域生活定着支援事業」（定額補助（10/10相当））を創設することとしている。

本センターの実施主体については、都道府県（社会福祉法人やNPO法人等に運営委託可）とし、各都道府県ごとに1か所設置することとしている。

また、本センターの行う事業については、福祉的支援を必要とする高齢者・障害者等の刑務所等出所予定者について、各都道府県の保護観察所と協働して、出所後直ちに福祉サービスにつなげるための準備を行うものであり、その役割としては、

- ① 出所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地のセンターとの連絡等の事前調整を行う、刑務所等所在地において果たす役割と、
- ② 出所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行う、帰住予定地において果たす役割の2つの役割を併せ持つものである。

以上のおりであり、刑務所等の所在地及び刑務所等出所者の帰住地は全国に分布することから、センターが上記の2つの役割を果たすためには、全都道府県にセンターを設置して、全国的なネットワークを築き、対応する必要があると考えている。

各都道府県におかれては、主管課を早急に決定されるとともに本事業の実施について積極的に検討いただき、是非全都道府県実施となるよう御協力願いたい。

なお、本事業は本年7月より開始することを基本としているが、各都道府県の予算編成や実施体制準備の状況に応じ、事業開始時期については柔軟に対応する予定である。

また、平成21年4月の障害福祉サービス費用（報酬）の改定において、刑務所から出所した者等の円滑な社会復帰を支援する観点から、これらの利用者に係る受入体制の整備及び関係機関との連携等について、報酬上の評価（加算）等を行うこととしている。

(2) 法務省の対応

本事業は保護観察所と協働して行うものであることから、法務省においては、厚生労働省が本年1月21日に開催した全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）の資料「刑務所出所者等の地域生活定着支援について」を、全国の保護観察所に対し、1月30日に送付し周知を図ったところである。

なお、本年3月24日には、法務省・厚生労働省・全国更生保護法人連盟主催による「刑務所出所高齢者・障害者等の社会復帰・再犯防止対策に係る研究協議会」を開催し、保護観察所職員、都道府県福祉関係職員等に対して、当該事業等に係る説明会を実施する予定であり、別途案内通知を発出することとしている（参考資料参照）。

地域生活定着支援事業実施要領（案）

1 目的

本事業は、高齢者・障害者等の福祉的な支援を必要とする刑務所等出所予定者について、刑務所入所中から出所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進める地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）を都道府県に設置することにより、司法と福祉が連携して、刑務所出所者等の社会復帰を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

（1）センターの設置

ア 設置か所数

センターは、保護観察所、刑務所等（以下「刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院」を指す。）所在地を配慮し、都道府県に各1か所とする。

イ 名称

センターの名称は、「地域生活定着支援センター」とする。

なお、やむを得ず他の名称を使う場合については、その名称の中に「地域生活定着支援センター」の文字を含むこととする。

（2）センターの事業内容

センターは、各都道府県の保護観察所と連携して、①出所後に必要な福祉サービス等ニーズの把握、帰住予定地のセンターとの連絡等の事前調整を行う、刑務所等所在地において果たす役割と、②出所予定者の福祉サービス利用の受入調整を行う帰住予定地において果たす役割の2つの役割を併せ持つものとし、次の事業を行う。

ア 刑務所等又は保護観察所からの連絡を受けて、保護観察所と共に刑務所等内で対象者と面接し、出所後に必要となる福祉サービスの聞き取りを行う。

イ 帰住予定地が（1）の刑務所等と同一の都道府県内である場合は、必要となる福祉サービス（※）の申請の事前準備を支援するとともに、地域における福祉のネットワークと連携し、グループホーム、ケアホームや社会福祉施設など出所後の受入先を探す。

なお、他の都道府県のセンターから当該都道府県内に帰住予定の出所者がいる旨の連絡が入った場合も同様とする。

ウ 帰住予定地が他の都道府県である場合は、当該他の都道府県のセンターに連絡し、対応を依頼する。

エ センター、保護観察所、受入先となる関係機関による連絡協議会を開催し、情報交換、出所予定者の出所後の生活についての検討を行うなど、恒常的な連携が確保できるよう努める。

オ 情報発信

センターは、本事業について、地域住民の理解が得られるよう普及啓発に努める。

(※) 主な福祉サービス

〔高齢者〕

老齢年金等、生活福祉資金、介護保険制度、医療保険制度 等

〔障害者〕

障害年金等、生活福祉資金、障害者手帳、障害保健福祉制度、医療保険制度 等

(3) 実施体制

ア 職員の配置

センターの職員は4名の配置を基本とし、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員を1名以上配置する。

イ センターの開所日

原則、週5日以上、1日8時間、週40時間の開所を目安とする。

4 対象者

(1) 高齢者・障害者等の出所後に福祉的な支援が必要と考えられる刑務所等出所予定者。

(2) 入所中にセンターが相談に応じた刑務所等の出所者等で、センターが福祉的な支援を必要とすると認めるもの。

5 実施上の留意事項

秘密の保持（利用者の個人情報の取扱）

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。特に利用者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の了承を得ておくものとする。

また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者と十分相談の上、情報を取り扱うこと。

(3) 補助金の交付方針等について

ア 本事業は、平成21年度からの新規補助事業であり、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」のメニュー事業の一つとして実施する予定である。交付要綱、

実施要綱等は別途通知することとしている。

イ 事業の採択方針について

「地域生活定着支援事業実施要領」の事業内容を満たす事業について採択する。

ウ 補助対象経費について（予定）

都道府県が実施する地域生活定着支援事業に必要な次に掲げる経費を対象とする。

- 賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

エ 補助率

定額（10／10相当）

オ 補助基準額

センター1か所あたり 総事業費1300万円以内を基本とする。

※ 事業開始時期を平成21年7月とした9か月分の基準額である。

（参考1）政府の対応

①「経済財政改革の基本方針2008」（骨太2008）

「再犯防止の観点から、地域社会・民間企業の協力や社会福祉との連携等を図りつつ、矯正施設及び社会内における処遇の充実や出所者等の社会復帰支援を効率的に実施する。」

②「刑務所出所者等の社会復帰支援（中間まとめ）」（刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議（平成20年9月10日））

「刑務所等と、自治体、社会福祉法人等の実施する福祉サービスをつなぐための新たな仕組みを構築」

③「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（犯罪対策閣僚会議（平成20年12月22日））

「高齢・障害等により、自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター（仮称）」を都道府県の圏域ごとに1か所設置し、各都道府県の保護観察所と協働して、社会復帰を支援する。」

（参考2）「法務省」における取組み（平成21年度予算案）

① 刑務所入所中から、福祉の支援が必要な者の選定とニーズの把握、福祉サービス等申請手続の援助などを行うため、刑務所に社会福祉士等の配置を促進する。

（約2.1億円）

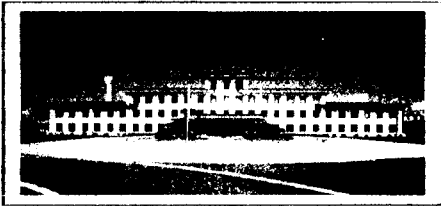
② 保護観察所に調整担当の保護観察官を配置し、福祉的な支援を必要とする刑務所入所者の円滑な福祉への移行及び再犯の防止を目的として、刑務所、地域生活定着支援センター（仮称）及び福祉等実施機関との連携・連絡調整を実施する。

（約0.1億円）

③ 直ちに福祉による支援を受けることが困難な者について、更生保護施設での受入を促進し、同施設に福祉スタッフを配置して、福祉への移行準備を行うとともに社会生活に適應するための指導・訓練を実施する。（約8.8億円）

福祉の支援が必要な刑務所出所者の現状

厚生労働省
社会・援護局



- 親族等の受入先がない満期釈放者は約7,200人。うち高齢者又は障害を抱え自立が困難な者は約1,000人。(平成18年法務省特別調査)
- 65歳以上の満期釈放者の5年以内刑務所再入所率は70%前後と、64歳以下の年齢層(60%前後)に比べて高い(法務省特別調査)。しかも、65歳以上の再犯者のうち約4分の3が2年以内に再犯に及んでいる(平成19年版犯罪白書)。
- 調査対象受刑者27,024人のうち知的障害者又は知的障害が疑われる者が410名、療育手帳所持者は26名。知的障害者又は知的障害が疑われる者のうち犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者は36.8%(平成18年法務省特別調査)

刑務所出所後、円滑に福祉サービス(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)へとつなぐための仕組みがないことから、**早期に再犯に至るリスクが高く、対策が必要**



刑務所入所中に、出所後円滑に福祉へつなぎ、社会生活に移行させるための支援ができていない。



再犯リスク大

地域で生活できない

↓
犯罪を犯し、再度、入所



福祉サービス、住居の設定、就労の確保ができないまま出所

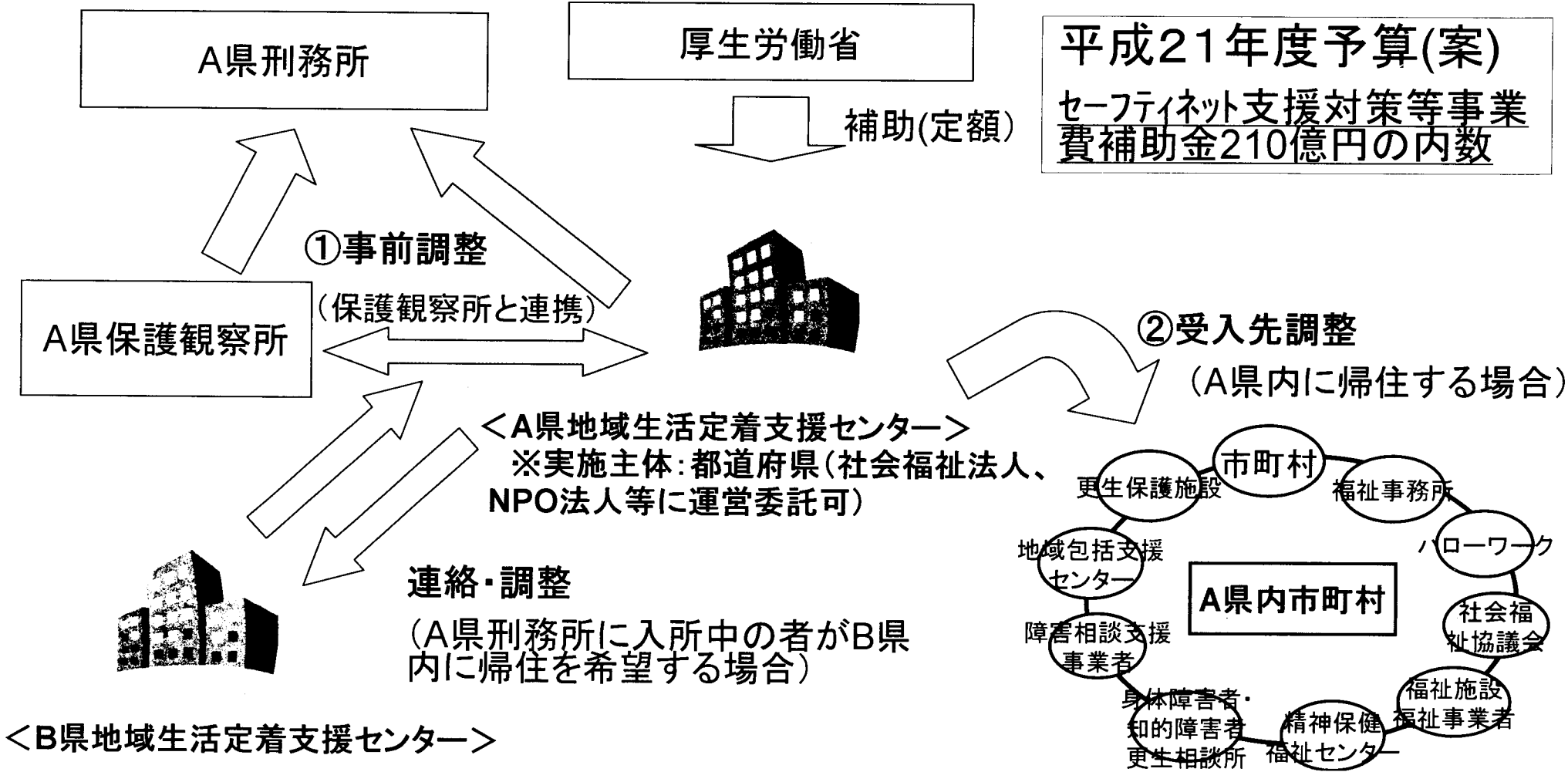


地域生活定着支援センターについて

出所後直ちに福祉サービス(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるため、**地域生活定着支援センターを、都道府県の圏域ごとに1か所設置する。**

地域生活定着支援センターは、保護観察所と連携して、①出所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地の地域生活定着支援センターとの連絡等の事前調整を行う、刑事施設所在地において果たす役割と、②出所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行う、帰住予定地において果たす役割の2つの役割を併せ持つ。

-12-



【事業概要】

①刑務所所在地において果たす役割

- ・ 刑務所又は保護観察所からの連絡を受けて、保護観察所と共に刑務所内で受刑者と面接し、出所後に必要となる福祉サービスの聞き取りを行う。
- ・ 帰住予定地が他県である場合は、他県の地域生活定着支援センターに連絡し、対応を依頼。
- ・ 帰住予定先が県内である場合は、障害者手帳の発給など必要となる福祉サービスの申請の事前準備を支援するとともに、グループホームや社会福祉施設など出所後の受入先を探す。
- ・ 保護観察所、地域生活定着支援センター、受入先となる関係機関による会議を開催し、出所予定者の出所後の生活について検討する。

②帰住予定地において果たす役割

- ・ 他県の地域生活定着支援センターから県内に帰住予定の出所予定者がいる旨連絡が入った場合は、福祉サービスの申請の事前準備を支援するとともに、グループホームや社会福祉施設など出所後の受入先を探す。
- ・ 保護観察所、地域生活定着支援センター、受入先となる関係機関による会議を開催し、出所予定者の出所後の生活について検討する。

「地域生活定着支援センター」の平成21年度予算案の概要(新規)

- 予算案:セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数
- 実施主体:都道府県(社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可)
- か所数:都道府県に各1か所、全47か所
- 補助率:定額(10/10相当)
- 1か所当たり事業費:1300万円(初年度実施、9か月分の所要額)

(内訳)

①体制費

- ・ 人件費(4名)・・・社会福祉士などを配置

②活動事務費

- ・ 活動旅費、機器等借料、通信運搬費、消耗品費、関係機関打合わせ会議経費

刑務所出所者地域生活定着支援
 ～高齢者又は障害を抱える出所者に対する社会的受け皿の整備～

法 務 省

刑 務 所

親族等の受入先がない満期釈放者 約7,200人

うち高齢者又は障害を抱え自立が困難な者 約1,000人

- 社会福祉士等を活用し、入所後早期に福祉的支援に係るニーズの把握
- 社会福祉士等による福祉サービス申請のための手続等の助言

保護観察所

確実な福祉への移行のための生活環境の調整

- 保護観察官による調整
 - ・刑事施設と連携した出所後の自立方針の作成
 - ・自立方針を踏まえた具体的な福祉への移行に向けた地域生活定着支援センターとの調整
 - ・更生保護施設での一時的受入に向けた調整

更生保護施設（民間施設）

直ちに福祉による支援を受けることが困難な者について、更生保護施設での受入れを促進し、福祉への移行準備を行うとともに社会生活に適応するための指導・訓練を実施

- 社会復帰に係る専門的な生活指導の実施
- 施設退所後における福祉サービス受給について、関係機関との調整

厚生労働省

地域生活定着支援センター

福祉サービス実施主体（市町村等）の決定に向けた調整

福祉サービス受給のためのコーディネート、福祉等実施機関への働き掛け

福祉による支援を受けるための調整等

福祉等実施機関

都 道 府 県
市 町 村
(福祉部局・住宅部局)

福 祉 事 務 所

地域包括支援センター

障害相談支援事業者

社会福祉施策
(特別養護老人ホーム、グループホーム、日中活動施設等)

医 療 機 関

社会保険事務所

3 災害対策等について

(1) 防災態勢の強化について

我が国は、その自然的条件から、各種の災害が発生しやすく、昨年においては、岩手・宮城内陸地震を始め、局地的な大雨による被害など、全国各地で大規模な災害が発生したところであり、自然災害は、いつでもどこでも起こりうるということを改めて認識させられたところである。

従前より、大規模災害を含め災害発生時に迅速な対応ができるよう、「大規模災害における応急救助の指針について（平成9年6月30日付け厚生省社会・援護局保護課長通知）」等を示しているところであるので、これらを踏まえ、特に自治体内部はもとより、平時より関係機関及び団体と必要な事項を調整しておくなど一層の防災態勢の強化をお願いしたい。

(2) 災害救助法の運用について

ア 都道府県における体制整備

都道府県は、災害救助法（以下、「法」という。）の実施主体であるため、災害発生の際には、迅速な対応が求められるところであり、特に大規模災害が発生した場合には、管内市町村への強いリーダーシップを発揮することが求められる。

このため、次の事項に留意しつつ、職員の参集体制の確保や関係部局との役割の明確化について調整を行うとともに、市町村との連絡体制を十分に構築された上、法の適用や応急救助の実施等に当たって迅速かつ円滑な対応を行われたい。

(ア) 法適用の判断

- a 法の適用の決定については、その後の応急救助の実施に大きく影響を及ぼすものであることから、法所管課においては、法の趣旨、適用基準の考え方について十分理解し、知事等が適切に判断できるよう報告を行うなど、迅速かつ十分な対応を図られたい。

(参考) 適用基準の考え方について

法の適用基準については、法施行令第1条第1項に定めており、基本的には、同項第1号、第2号及び第3項前段で、市町村の区域の人口に応じて適用の基準となる滅失世帯数を定めている。

しかし、この滅失世帯数に達しない場合であっても、第3号後段の規定に基づき、

- ① 多数の世帯の住家が滅失した場合であって、
- ② 被害地域において、食品の給与に特殊の補給方法を必要としたり
- ③ 救出に特殊の技術を必要とする場合は、法を適用することが可能となっている。

また、施行令第1条第1項第4号に基づき、多数の住民の生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とするなど、厚生労働省令で定める基準に該当する場合にも、法を適用することは可能となっている。

- b 法の適用の判断に際しては、前述の適用基準の考え方にあるように、被害住家の数だけでなく、多数の生命、身体に危害を受けるおそれが生じた場合にも適用できるようになっており、迅速な災害救助の実施が可能となっているので、実際の適用にあたっては、法施行令第1条第1項のどの規定に合致するか十分検討の上、判断をなされたい。

(イ) 被害状況の迅速な把握

- a 法適用後においては、被害状況、法適用状況（救助の程度、方法等）を逐次把握し、情報提供を行うよう市町村に依頼するとともに、都道府県から本省に対してもその内容について逐次情報提供されたい。

また、必要に応じて、担当職員の現地派遣を行うなどにより、救助の実施状況の把握や市町村への支援に努められたい。

- b 被害状況の把握については、法の適用の基礎資料となるのみならず、救助の早期実施や、救助の種類、その程度、方法及び期間等の決定にも重大な影響を及ぼすものであることから、迅速に行う必要がある。
- c このため、予め管内市町村の被害状況の把握方法について確認し、不備と思われる市町村に対して適切な助言を行われたい。

なお、被害状況把握については、市町村の関係職員にとって建築関係で専門的な視野に立って処理しなければならない面もあることから、予め他の地方公共団体と人材派遣の協定を結び専門家を確保するなどの助言をお願いしたい。